

## 播磨町消費者教育推進事業（住民グループ）

令和2年度事業として、町内の小学校4校（播磨、播磨西、播磨南、蓮池）の5年生を対象に、NPO 法人 C・キッズ・ネットワークによる消費者としての社会への参画の在り方などについて学ぶ講座「しっかり学ぼう！ネットと契約」を行った結果、以下のとおりとなりました。

### 〈全体のアンケート結果〉



### 〈生徒さんからの感想〉

- ・もしインターネットトラブルのことを友達が知らないなら教えてあげたいと思いました。
- ・「契約」は書類などにはんこを押したりサインをしたりして「契約」が成立すると思っていたけど物を買うだけで「契約」になるということがわかりました。
- ・ネットで買い物をするときはサイトの名前とか責任者の名前など保存して詐欺にあってしまったときとかのために気をつけようと思ったし個人情報簡単に伝えたりしないように気をつけようと思いました。
- ・〇×クイズで参加できたし今後役に立つこととか、なんでもかんでもダウンロードしてはいけないことがわかった。
- ・ネットでトラブルにあったら188（いやや）に相談することは必ずわすれないようにしたいです。家に帰ったら、家の人とネットやゲームのルールを確認しようと思いました。
- ・ネットは公式サイトじゃないと怖い物もあるということ、ネットは使い方を間違えると大変なことになるということがわかった。
- ・フィッシングさぎやほかにも気をつけないといけないし、お金も大切に大事につかわないといけないと思いました。
- ・ネットショッピングなどが「契約」だと思っていましたが、ゲームをするのも食べ物を買うのも「契約」で、私たちも「消費者」なんだと分かりました。

〈生徒さんからの質問〉

質問1：弁護士に相談したとき犯人とか見つけてくれますか。

回答1：犯人を捜すのは警察の仕事です。犯人を見つけて欲しければ警察に相談しましょう！

弁護士は法律に沿って問題があるかどうかを判断して、問題がある点については賠償請求や裁判で弁護をしてくれます。警察、弁護士それぞれに担当する仕事の内容は異なりますが、誰に頼んだらよいのか分からないときは消費生活センターに相談して下さい。

質問2：ネット依存症とゲーム中毒はちがいますか。

回答2：ゲーム中毒（ゲーム依存）は、ネット依存症に含まれます。

ネット依存症は、インターネットやゲームにのめり込んでしまい、ネットやゲームがやめたくてもやめられなくなってしまうことをいいます。ひどくなると、食べることや眠ることもきちんとできなくなってしまうます。運動不足になって健康にも影響を与えます。ネット依存症のひとつ、ゲーム中毒とは、ゲーム依存、ゲーム障害ともいいます。ゲームに熱中し、利用時間などを自分でコントロールできなくなり、日常の生活に影響が出る病気です。

このようなネット依存症にならないために、ネットやゲームをする時間や場所を決めて、しっかり守るようにしましょう。ネットやゲームにふりまわされないようにしてください。

質問3：課金した時に、(100円)使ったとします。その時、ずっとはらわなかったら課金したお金は高くなっていきますか。

回答3：課金してお金を払わなかったら、返すお金は高くなってしまいかとの質問ですね。

課金する時は、どの方法で課金するか聞かれるので、支払う方法を決めて課金することになります。

その時に支払う方法を決めずに課金することはできないので、ずっと払わないということではできません。

課金の支払い方法は、下記の3つあります。

- ①携帯電話料金と合わせて支払う
- ②サーバー型プリペイドカードで払う
- ③ クレジットカードで払う

①携帯電話料金、③クレジットカードは後から払いますが、銀行に預けているお金から自動的に支払うので払わないということではできませんし、高く払うこともありません。

いずれにしても、授業でお話したようにお家の人と相談して、課金は決めた範囲を守るようにしてください。

質問4：ぼくは以前、お店でおもちゃを買いました。ところが箱の中にはおもちゃが入っていませんでした。このとき、取りかえることができますか。

回答4：あなたは、お金を払うという義務をはたしたので、おもちゃを受け取る権利があります。その時、すぐにお店の人に、「ちゃんとおもちゃをください」と言えます。

ただ、随分前のことなら、お店の人に言ってもわかってもらえないかもしれないですね。買ったときはすぐに中身を確認するようにしましょう。また、納得がいかないときは、すぐにお店の人に伝えましょう。